

## 広島県水道広域連合企業団設計共同体取扱要綱

令和5年4月1日制 定

令和8年4月1日一部改正

### (目的)

第1条 この要綱は、広島県水道広域連合企業団（以下「企業団」という）が発注する測量・建設コンサルタント等業務（広島県水道広域連合企業団測量・建設コンサルタント等業務発注事務処理要綱第2条の業務をいう。以下「業務」という。）を履行するために結成される設計共同体の取扱いについて必要な事項を定める。

### (設計共同体)

第2条 設計共同体は、高度な技術能力を必要とする等、技術力の結集を必要とする業務について、確実かつ円滑な履行を図ること等を目的として、業務ごとに結成されるものとする。

### (設計共同体の活用の基本)

第3条 企業団発注業務は、単体企業への発注を原則とすべきものであり、設計共同体の活用は、その種類と目的を勘案し、単体企業による履行に比べ効果的な履行が確保できると認められる場合に限り行うものとする。

### (対象業務)

第4条 設計共同体への発注に付すべき業務（以下「対象業務」という。）は、公募型プロポーザル方式、公募型設計協議方式又は一般競争入札方式により、受託者等の選定又は特定を行う業務のうち、業務の技術的難易度及び技術力の結集の必要性等を総合的に勘案し、設計共同体を活用する必要があると認められるものとする。

### (選定手続)

第5条 対象業務の選定、受託者等の選定又は特定は、当該業務の発注機関の指名業者等選考委員会（広島県水道広域連合企業団建設工事指名業者等選定要綱第5章の規定により設置されたもの。以下「選考委員会」という。）の審査を経なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、当分の間、設計共同体に業務を発注しようとする場合、当該業務の発注機関の長（以下「発注者」という。）は、受託者等の選定又は特定その他の必要な事項について、あらかじめ業務主管課長等を経由して事務局長に協議するものとする。

3 事務局長は、前項の協議があった場合、本部の選考委員会の審査を経て回答するものとする。

### (履行方式及び構成員の要件等)

第6条 設計共同体の結成に係る次の事項については、業務の内容等に応じ、選考委員会の審査を経て定めるものとする。

- (1) 履行方式
- (2) 構成員の数
- (3) 構成員の組合せ
- (4) 構成員の資格要件
- (5) 出資比率
- (6) 代表者の要件
- (7) その他知事が必要と認める事項

(結成方法)

第7条 設計共同体の結成は、構成員の自主結成とする。

2 設計共同体を結成した構成員は、同一業務において他の設計共同体の構成員となることができない。

(公示等)

第8条 対象業務については、当該業務に係る公示又は入札公告に次の事項を明記するものとする。

- (1) 業務の概要等（業務名、履行期間、業務概要）
- (2) 設計共同体の名称
- (3) 設計共同体の構成に係る事項（構成員と組合せ、出資比率、代表者要件）
- (4) 設計共同体の資格審査を受けるために必要な書類の提出に係る事項（提出すべき一式書類の内容、提出部数、提出先、受付期間）
- (5) その他企業長が必要と認める事項

(資格審査申請)

第9条 資格審査を受けようとする設計共同体は、前条第4号の書類を発注機関の長を経由して企業長に提出し、企業長の認定を受けなければならない。

(資格認定の有効期間等)

第10条 設計共同体に係る資格の認定（以下「認定」という。）は、認定の対象となった業務についてのみ有効であるものとする。

2 認定の有効期間は、次のとおりとする。

- (1) 対象業務につき、企業団と委託契約を締結した設計共同体については、認定の日から発注者が当該設計共同体の解散を承認した日までとする。
- (2) 対象業務の委託契約の相手方とならなかった設計共同体については、当該業務の委託契約が締結された日までとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めのない事項については、企業長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に入札の執行手続が完了している測量・建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。

3 この要綱は、施行日から令和8年3月31日までの間は、企業団事務局本部及び広島水道事務所が行う測量・建設コンサルタント等業務に適用する。

4 前項に規定する期間において、広島県水道広域連合企業団水道事業等の設置等に関する条例（令和5年広島県水道広域連合企業団条例第1号）第5条第3項に規定する地方機関（広島水道事務所を除く。）が行う測量・建設コンサルタント等業務については、当分の間、法令その他別に定めのあるものを除くほか、構成団体（広島県を除く。）の要綱等をこの要綱とみなして適用する。

5 前項の規定において、構成団体の要綱等の規定中「市」又は「町」とあるのは「企業団」と、「市長」又は「町長」とあるのは「企業長」と、部署、職名等については企業団の該当する部署、職名等にそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、現に入札の執行手続が完了している測量・建設コンサルタント等業務については、なお従前の例による。